

第2回「鎌倉市医療福祉連携会議」に出席しました

今年度鎌倉ケアマネ連絡会では、地域包括ケアシステム構築に向けて行政・地域包括支援センターとの連携・ネットワーク強化を図っています。その取組の一つとして、平成 28 年 6 月の会議に引き続き、10 月 27 日に第2回「鎌倉市医療福祉連携会議」に連絡会として出席してきました。

今回も「多職種連携」をテーマに、愛心訪問看護ステーションの野口管理者より、医療依存度が高い人工呼吸器装着者を様々な医療・福祉関係者でサポートしている事例の説明がありました。この事例を通して、総勢 63 名の多職種間で、お互いの役割を理解しながら活発な意見交換が行われました。

また、この事例が利用されたレスパイト入院の制度について、鎌倉保健福祉事務所より情報提供もありました。（裏面参照）



介護が大変な状況で在宅以外の選択肢はなかったのか？という質問に対して、野口管理者（写真中央）「家族が家に連れて帰りたと言ったので、その気持ちに寄り添い、多職種間で検討してきました」とお話しされた。

在宅療養継続の鍵は「多職種連携」だった！

事例は、頸髄損傷により首から下完全麻痺の状態であり人工呼吸器を装着、在宅療養は 10 年以上にもわたっていました。関わっていた医療・福祉サービスは、訪問診療（カニューレ交換）、臨床工学技士（呼吸器管理）、訪問看護（医療保険；状態観察、排便ケア、尿管管理、補正、呼吸リハ、合併症予防）、訪問リハビリ（医療保険）、訪問介護（訪問介護に同行、体位変換やケアの補助）、訪問入浴、鎌倉保健福祉事務所（レスパイト入院）というように、多くの職種や機関が関わっていました。これ以外にも、訪問看護は医療保険で入っていたので、毎月、鎌倉市役所市民健康課に「訪問看護情報提供書」という書類を提出し情報提供しているそうです。またこの事例の場合、介護者である家族との関係性を築くことに困難があり、ケアマネも含めサービス担当者や事業者が何度も交代となった経緯もあったようです。ですが、小さなトラブルの連続ではあったものの、在宅療養を 10 年以上も継続できていることは、医療と福祉が連携しながら本人、家族を支え続けた結果ではないか、と野口管理者は考察されていました。

《各グループからの意見》

- ・様々な課題が多く、調整や対応が大変な事例だからこそお互いの役割を理解し、共に考えていくことが重要。
- ・家族支援も重要な事例であり、介護、医療保険だけでなく県の事業（レスパイト入院も利用するなど幅広い支援が必要）。
- ・家族支援の部分では、精神科もチームに入ることも可能。
- ・今後増えてくる医療依存度が高い利用者やその家族を地域でどう支えていくかも課題。

《鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長 重松氏より》

医療依存度が高く家族全体の支援が必要な場合、職種間の役割分担がより必要。多職種間で一例一例の積み重ねが支援の幅を広げていく。今後は災害時等を考え、地域をどう巻き込んでいくか、行政間の連携も必要になると思う、と総評されました。



レスパイト入院の制度について(神奈川県神経難病患者等受入れ病床確保事業)

平成 28 年度第 2 回医療福祉連携会議資料

神奈川県神経難病患者等受入れ病床確保事業の概要

神奈川県 HP
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100582/>

平成 28 年 10 月 27 日 (木)
 鎌倉保健福祉事務所保健予防課

《基本事項》

- 利用希望日の 6 週間前から申請可能
 - 1 人につき年間 4 回まで (次回の利用までには 3 ヶ月空ける)
 - 1 回の利用は最大 14 日間まで
- 申請の内容や、医療機関の状況により、ご希望に沿えないこともあります。予めご了承ください。

1 目的

在宅での介護が一時的に困難になった在宅神経難病患者等の安定した療養生活の確保を図る。

2 対象者

- (1) 神奈川県内 (横浜市、川崎市および相模原市の区域を除く) に住所を有する者。
- (2) 常時医学的管理の下におく必要のある神経難病患者等。
- (3) 家族その他の在宅での介護者の疾病、休息等の事由により介護が受けられなくなった者。

3 入院施設 (H28. 10. 27 現在 8 施設)

- (1) 青木病院 (※10 月～3 月のみ)
- (2) 湘南鎌倉総合病院
- (3) 茅ヶ崎新北綾病院
- (4) 湘南厚木病院
- (5) 神奈川県リハビリテーション病院
- (6) 県立足柄上病院
- (7) 国立病院機構箱根病院
- (8) 鶴巻温泉病院

4 申請方法

(概略となります。実際に利用希望のあった場合は詳細をご案内いたしますので、管轄の保健福祉事務所までご相談ください。)

- (1) 利用申し込み：ご本人、ご家族、関係者等から、管轄の保健福祉事務所へ利用希望の連絡をいただきます。保健福祉事務所の地区担当保健師等が、ご本人の状況や申請内容の確認のため訪問させていただきます。申請書の作成・保健福祉事務所への提出を依頼します。
- (2) お預かりした申請書を、保健福祉事務所より県庁がん・疾病対策課(本課)へ回送します。
- (3) 本課が、医療機関との調整を行います。
- (4) 医療機関の了解が得られた場合、本課から対象者・受入れ先医療機関宛てに決定通知書を送付します。
 ※「医療情報提供書」「訪問看護情報提供書」が同封されており、ご本人・ご家族から各機関へ記入を依頼していただきます。
 ※各情報提供書を作成する際に、文書料がかかる場合もあります。
- (5) ご本人・ご家族は、必要書類や日用品を持参して指定された日時に入院となります。医療機関への移動は、ご自身で行っていただきます。

問い合わせ先 鎌倉保健福祉事務所保健予防課 TEL 0467-24-3900 (代表)

参加した連絡会メンバーからの感想

小沢主任 CM より

在宅で人工呼吸器装着のケースは今までは稀なケースだと思っていましたが、今後はこのようなケースも増えてくるのではと思い、連携の重要性を感じることができました。

鈴木 CM：身の引き締まる事例でした。

多職種連携のみではなく地域を含めたソーシャルサポート・ネットワークの必要性和自らのヒューマンケアリングの視点を再考しました。

